

プレカット工場の設計責任などで議論

「さよなら、4号特例」シンポ開く

耐震性能見える化協会など

プレカット工場の設計責任などで議論

耐震性能見える化協会（東京都、中川貴文理事長）と日本木材学会木材強度・木質構造研究会は1月22日、東京大学弥生講堂一条ホールで「さよなら、4号特例」と題したシンポジウムを開いた。シンポジウムでは4号特例縮小により木造住宅の構造関係の業務が拡大することが見込まれるなかでプレカット工場の果たすべき役割と責任、その費用負担などについて議論した。

シンポジウムでは、2025年4月から導入される確認申請の変更や壁量や柱小径の基準、完了検査、大規模改修など確認申請の仕組などについて解説した。新たな存在壁量Sと含水率の規定も除



外される方向で検討が進んでいることなどについて触れた。

池田浩和岡庭建設専務・JBN副会長・全木協東京協会会長は「工務店から見るとこれからの住宅政策」について講演した。構造関係規定の強化やインボイス制度、アスベスト対策などで工務店が行う業務が大幅に増加していることから、「顧客との打ち合わせ時間を取れなくなる」と指摘。本質的な部分を理解したうえで、業務のアウトソーシングを進める必然性について述べた。

パネルディスカッションでは、深井優宏ユナイテッドアイ確認検査



木構造担当技監が次のように報告した。プレカット図がCADによる機械加工のための図面から構造図へ、さらには、面材の釘ピッチの記載や断熱材の仕様、サッシの寄せなど施工に必要な情報が求められる傾向にある。

加えて、伏図も住宅会社側で書くケースは少なく、プレカット工場がこれを担うようになっているが、設計責任を持って対応するか。また、新2号建築では行政の確認審査期間が7日から35日まで拡大されたことで、工期に影響する可能性がある。民間の検査会社には依頼する物件もある。民間の検査会社にも依頼する物件もある。

南部智隆マルオカプレカット事業部取締役執行役員は、プレカット工場の立場として、設計行為に責任を持つて対応するためには、建築事務所登録を行い、設計料をもらう必要があるが、受注競争で設計料を取ると仕事を取れない現実があることも述べた。

会場からは、木造住宅と非住宅（中大規模木造）は構造面では分けて考えるべき、非住宅では構造設計者が責任を持って対応すべきという意見もあった。